

2020年5月22日

お取引先各位

東京都千代田区神田猿樂町一丁目4番3号
三 笠 産 業 株 式 会 社
代表取締役社長 京 谷 弘 也

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（５）

政府より発せられました緊急事態宣言が関西３府県に対し解除されたことを受け、弊社では下記の通り、引き続き緊急事態宣言下におかれる拠点については業務を縮小しながら事業を継続し、解除された地区にある拠点については通常勤務体制に戻しつつ、新型コロナウイルスの更なる拡散の防止、早期収拾に向け、全社を挙げて取り組んでまいります。

お取引様の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象期間 : 2020年5月25日（月）～5月31日（日）（現時点での計画）
2. 解除を受け5月25日より通常業務となる拠点
 ・大阪支店（大阪府東大阪市）
3. 引き続き対象となる拠点の勤務体制
 （本 社）原則在宅勤務。（やむを得ない場合は時差出勤併用で対応します）
 （札幌営業所）原則在宅勤務。（やむを得ない場合は時差出勤併用で対応します）
 ＊製品の受注並びに出荷は可能ですので直接担当営業にご連絡をお願いします。
 ＊手形等のお支払いにつきましては郵送にて対応させていただきます。
 （技術研究所）時差勤務並びに交代勤務制にて対応します。
 （部 品 S C）9：00～16：00の時短勤務にて対応します。
 ＊部品につきましては、当日出荷の受付時間を正午までに短縮の上対応させていただきます。
 （春日部工場）最小限の人員にて業務を縮小しながら生産を継続します。

尚、本記載の内容は発表日現在の情報です。今後予告なしに変更・修正を行う場合がございます。

以 上